

事 務 連 絡
令和2年3月10日

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 各位

杉並区介護保険課

居宅介護支援事業所における新型コロナウイルスへの対応について

標記の件について、令和2年2月27日付けの事務連絡によりご対応いただいているところですが、それに加え、感染拡大防止の観点から区の考えを整理しましたので以下のとおりご対応ください。

この対応は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのものであり、今後の状況に応じて変更する場合があります。なお、変更する場合も含め本取扱いの終了の時期については、終了（変更）前に区のホームページ（トップページ>くらしのガイド>高齢者>介護保険>介護保険事業者の方向け情報>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について）でお知らせします。

1 モニタリング

利用者の希望により訪問を拒否された場合のほか、感染拡大防止の観点から、事業所の判断で利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問することなく行ったとしても、「特段の事情」に該当するとして減算をしなくてもよいこととする。

ただし電話等により可能な限り、利用者の状態の把握に努めること。

2 サービス担当者会議

利用者の希望により訪問を拒否された場合のほか、感染拡大防止の観点から、事業所の判断で「やむを得ない理由がある場合」に該当するとして、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。

3 アセスメント

利用者の希望により訪問を拒否された場合のほか、感染拡大防止の観点から、事業所の判断で利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問することなく電話等による聞き取りでアセスメントを実施することとしてもやむを得ないが、新型コロナウイルスの感染流行が終息した後に改めて訪問し、利用者及び家族と面接し、再度アセスメントを実施すること。この場合は減算をしなくてもよいこととする。

4 居宅サービス計画の説明、同意、交付

感染予防の観点から、利用者宅に訪問しなかった場合、郵送等で計画書を送付し、電話等で内容を説明し同意を得て、計画書を返送してもらい、その経緯等を記録することで運営基準減算とはしない。

※1～3のいずれの場合についても、利用者宅を訪問できなかった理由を支援経過等に記録をしておくこと。

※介護予防支援事業所についても、同様の取扱いとします。

杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03 (3312) 2111

事業者係 内線 1335

給付係 内線 1334

指導係 内線 1314